

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行ったので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第3項の規定により公表します。

令和7年10月8日

旭川市長 今 津 寛 介

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 旭川市学校施設スポーツ開放事業管理指導業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

旭川市学校施設スポーツ開放事業における管理指導員の業務

イ 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市7条通10丁目 旭川市役所第二庁舎5階

旭川市観光スポーツ部スポーツ推進課

電話 0166-23-1944

2 契約を締結した年月日

令和7年4月1日

3 契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

旭川市春光町3639番4

公益財団法人旭川市シルバー人材センター 理事長 中島 哲夫

4 契約金額

管理指導業務1回当たり2時間まで

金2,656,500円（うち消費税及び地方消費税の額 金241,500円）

管理指導業務1回当たり2～3時間

金3,036,000円（うち消費税及び地方消費税の額 金276,000円）

事故処理業務1時間当たり

金1,327,700円（うち消費税及び地方消費税の額 金120,700円）

5 契約の相手方とした理由

高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターであり、提出された見積金額が予定価格内であったため。